

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第29号

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐停車時エンジン停止推進者)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、<u>前項の申請書の提出を受けたときは、推進者の認証をしたことを証する紙を交付するものとする。</u></p> <p>5 推進者の認証を受けた者は、その認証の取消しを<u>希望する旨及びその理由を記載した書面を知事に提出してその認証の取消しを受けることができる。</u></p> <p>様式第5号（第12条関係）</p> <p>駐停車時エンジン停止推進者認証申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>申請者 郵便番号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。</p> <p>ついで、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第2項の規定により申請します。</p>	<p>(駐停車時エンジン停止推進者)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、<u>条例第14条第2項の規定により推進者の認証をしたときは、前項の申請書を提出した者に認証証明書</u>を交付するものとする。</p> <p>5 推進者の認証を受けた者は、<u>自らその認証の取消しを希望するときは、その旨及びその理由を記載した書面に前項の認証証明書を添付して知事に届け出るものとする。</u></p> <p>様式第5号（第12条関係）</p> <p>駐停車時エンジン停止推進者認証申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>申請者 郵便番号</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p>電話番号</p> <p>私は、鳥取県地球温暖化対策条例第13条及び第14条の規定を遵守し、駐停車時エンジン停止を実行することをここに宣言します。</p> <p>ついで、駐停車時エンジン停止推進者の認証を受けたいので、鳥取県地球温暖化対策条例第14条第2項の規定により申請します。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。